

「規制改革に関する論点公開」に対する意見書

平成 11 年 9 月 16 日
全国青年税理士連盟
会長 富田千駄ヶ谷
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-2
電話 03-3355-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国の若手税理士約 3,000 名により組織されている団体です。私たちは、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行っています。

さて、平成 11 年 7 月 30 日に、行政改革推進本部の規制改革委員会より、「規制改革に関する論点公開」が公表されました。全 57 項目の項目である「公的な業務独占資格について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し」のうち、「2. 論点整理」《16 項目の見直しの基準・視点に基づく検討》のなかから下記の項目につきまして意見・要望を申し述べます。

Ⅰ 基本的な考え方

税理士制度は、租税法律主義の原則に基づく申告納税制度を支え、国民の納税義務の履行を援助する専門職業制度として社会的認知を受けている。

税理士業務は依頼者に対する役務の提供を行うという意味ではサービス業のひとつであるが、その内容は、納税者の適正な納税義務の実現を図るという使命に基づいている。従って税理士の行う役務提供を、一般のサービス業と同列に自由競争原理に委ねることには異論がある。

税理士業務に対しては、必要な社会的規制はあるべきであると考える。ただし、現状の税理士制度においても所要の見直しが必要とされる点も多く存在する。我々は、政府の規制緩和政策の意図するところを十分に理解しつつ、税理士制度のもつ社会的使命を果たすためにはどのような改革が必要であるかを考えた。その上で、「規制改革に関する論点公開」の中で明らかにされた「資格制度の見直しの基準・視点」の各論点について、税理士制度に関係する部分について意見を取りまとめた。

取りまとめにしては、下記 3 項目の考え方を基本原則とした。

1 自己責任原則に基づく国民の経済行動を援助するための代理人制度とすること
政府の規制緩和政策の推進により、国民には自己責任原則に基づく自立した経済行動が望まれることになる。従って、納税者の納税義務の履行に際しても、従来以上に自己責任が要求されることになる。

ところで、高度に発達した経済社会にあって租税法律主義を適用していく場合、租税法はさらに複雑かつ精密になる傾向があり、納税者が行う租税手続きに際しては専門家である代理人の援助が不可欠となる。

もともと税理士制度は申告納税制度を援助するための専門職業制度として発展してきたが、今後は納税者の代理人制度としての位置づけを一層明確にすることが、規制緩和政策に寄与することになる。

2 行政からの独立性が確保される制度とすること

我が国に申告納税制度が導入されて50余年が経過したのであるが、未だに税務行政は納税者に対して過度のサービスを行っており、納税者はこれに甘んじているのが現状である。

税務行政手続の法的整備が不十分であることににより税務行政庁に必要以上の裁量権が付与されることは、国民の自立を阻害するとともに行政の効率化の要請に逆行している。

また、大蔵大臣等による税理士及び税理士会に対する必要以上の監督は、税理士の自主的な業務遂行を制限している側面があり、このため税理士が納税者の期待に十分に応えられない事態を招いている。政府の規制緩和政策の推進により、事前規制型行政から事後チェック型行政への転換がはかられることがあるが、税務においても税務行政手続の法的整備とともに、税理士制度については行政からの独立性を確保することが規制緩和政策に合致することになる。

3 高度な専門的資質を保持出来る資格取得制度とすること

租税法がより複雑かつ精密となる現況において、納税者の適正な納税義務の履行を援助するために、税理士に対しては従来以上に高度な専門的資質が望まれることになる。税理士となるための専門的資質があるかどうかは、資格試験によってはじめて検証が可能となる。

昭和26年に税理士法が施行された当時は、制度の定着を図るために行政事務経験者や学識経験者を登用した経緯があったが、今日においては資質を保持するたためにも資格試験により資格を付与するという原則を貫くべきである。

また、税理士資格への参入の機会は出来るだけ多くの国民に与えられるべきであり、公平かつ透明な資格付与制度とすべきである。
従つて、必要以上に広範囲な試験免除規定を見直すと同時に、試験方法の改革が必要である。

II 論点整理に対する意見

視点1 「業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ」

- 税理士に税務訴訟における出廷陳述権を認めることは、納税者の権利擁護が図られることとなり、税理士の代理権を明確にすることにつながるので賛成である。
- 今後はさらに、税務訴訟における訴訟代理権の付与を検討すべきと考える。この場合、税理士試験科目に訴訟手続、紛争処理実務等に関する事項を加える必要がある。

- なお、税理士については大臣の監督下にあるため訴訟代理等を認めることは困難とするコメントがあるが、出廷陳述権又は訴訟代理権を認めると同時に、行政庁による必要以上の監督のあり方を見直すことにより解決を図るべきである。(視点13に関連意見)

視点2 「資格取得の要件が試験合格者以外の特例による資格者であるものは廃止を含め在り方検討」

- 税理士法は資格試験を原則としながらも必要以上に広範囲な免除規定を置いているため、現状では試験を得ている者が6割も存在している。
- 具体的には、学位による免除（とりわけ、大学院において修士を取得することにより試験が免除される）及び税務官公署勤務経験による免除（とりわけ、国税に関する事務経験2・3年・地方税に関する事務経験2・8年の者は指定研修を修了することにより全科目が免除となる）の適用により無試験によって税理士資格を得た者が多数存在する。

- 税理士制度の信頼性確保、資格取得制度の公平性・透明性確保の観点から、試験免除規定は必要最小限の水準まで縮小する方向で見直すべきである。(視点7に関連意見)

視点4 「明確で合意的な理由のない受験資格要件の廃止」

- 資格を得ようとする機会は多くの国民に公平に与えられるべきであるから、税理士試験の受験資格要件はすべて廃止することが望ましい。
- 税理士となるための資質の検証は、受験資格要件による入口でのチェックではなく、試験内容によって行うべきである。
- これに伴い、税理士試験の方法についても見直しを図るべきである。
- 受験資格要件の廃止が、能力のない税理士の粗製濫造を招くというコメントがあるが、資質の検証を行う試験の実施によって対処出来るものと考える。

視点7 「資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める」

- 税理士となる資質の検証は試験によることを原則とすべきであり、必要以上に広範囲な試験免除規定は、試験受験者との均衡、公平性・透明性の確保の観点から縮小されるべきである。
 - 特に、試験において必修とされている科目まで免除する次のような規定は、行政事務経験の内容と免除される科目との関係が曖昧であり、不合理である。
 - 国税に関する事務経験2・3年・地方税に関する事務経験2・8年の者は指定研修を修了することにより全科目が免除となる点（必修科目である簿記論・財務諸表論も免除されている）
 - 国税事務経験者の内、所得税又は法人税の賦課・立案に関する事務を経験していない者に対しても国税科目全部を免除している点（必修科目である所得税法・法人税法も免除される）
 - 地方税の事務経験をもつて国税科目全部を免除している点

- 上記①の者には、指定研修を修了することにより事実上無試験によつて税理士資格が付与されることになるが、法改正が行わるまでの間は、少なくとも指定研修の内容及び修了試験の内容・合否判定基準等を公開すべきである。
- 学位による免除についても、法律学であれば税法学以外の学位によつても税法科目が免除されるなど、履修した科目と免除される試験科目との関係が曖昧であり不合理な規定となつてゐる。

- 学位による免除は、二種類の学位（例えば、法律学及び商学）を取得した場合、全科目が免除されることとなるが、試験合格者との均衡を著しく欠いているので、このようなダブル適用を認めるべきでない。

視点 9 「関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除」

- 税理士と公認会計士についてはともに会計に関する専門的知識が必要であることがら、それぞれの試験科目に会計学科目がある。これらは共通の科目であるから、簿記論及び財務諸表論について試験を共通化することは支持できる。
- ただし、現行税理士法において公認会計士に税理士となる資格が付与されていることは、それぞれの資格に異なる社会的使命があることからみて合理性がないので見直すべきである。

視点 10 「合否判定基準を公表する」

- 税理士試験においてもより一層内容の公表を進めるべきであり、「模範解答の公表」「不合格者に対する成績の通知」などは行うべきである。

視点 13 「登録・入会制度の在り方検討」

- 税理士会に懲戒権がないことから、強制入会制度は必要ないとのコメントがあるが、大蔵大臣等による必要以上の監督の在り方が問題なのであるから、これを契機に、税理士会に対する総会決議取消や役員解任に及ぶる規定は廃止し一般的な監督にとどめることとし、税理士に対する懲戒権は日本税理士会連合会会长に委ねる方向で見直すべきである。

視点 14 「報酬規定の在り方見直し」

- 税理士報酬規定は最高限度額を規定しているもので、依頼者を保護する観点から設けられている。従つて、この規定が公正有効な競争を阻害していることはないと考える。

視点 15 「広告規制の在り方見直し」

- 現在、税理士法上の広告規制は存在しないが、会則等による規制が存在する。今後は、虚偽・誇大広告の禁止や一般的な品位保持規定を除いて、原則自由とすべきである。
- 広告と広報・情報開示の概念を明確に分け、利用者の適切な選択に資するという観点から、積極的に進めるべき広報・情報開示の具体的な基準作りを進めることは賛成である。

新規検討課題「法人制度の検討」

- 税理士業務を共同体で行うための選択肢の一つとして、税理士のみを出資者かつ業務執行者とする法人制度の創設を検討することは必要であると考える。